平成２５年（フ）第１５４号
北海道中川郡幕別町札内共栄町21番地の４
債務者　照本　　肇
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
北海道河西郡芽室町西４条３丁目１番地　西園町団地ロ―311号
債務者　山口　知見
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
北海道帯広市東９条南５丁目８番地
債務者　戸島　　舞（旧姓大石・奥）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７００号
神奈川県大和市桜森２丁目２番17号　さくらフォレストＢ―201
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２７号
東京都小金井市本町２丁目11番９号和美荘202
債務者　中川　友二
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６０号
愛知県豊川市西塚町３丁目７番地の２
債務者　寺岡千津子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４８８号
岡山市中区海吉1975番地
債務者　近田　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７６号
岡山市中区山崎159番地７　103号
債務者　松井　直美
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０１号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1090番地の２
債務者　田崎　　葵
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３９号
沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋39番地
債務者　源古　竜一
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１４５号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目33番11号　棚原アパートＢ－３号
債務者　渡嘉敷仁志
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１５０号
沖縄県中頭郡読谷村字大湾734番地　Ｃ―173
債務者　伊佐　眞司
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１７４１号
神奈川県大和市上草柳174番地23　ヴァンベール文ケ岡202
債務者　伊丹　　令
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９７号
静岡市葵区田町４丁目６番地の１　メゾンノムラ302号
債務者　望月志保子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３８号
静岡県袋井市木原53番地の１　雅103号室
債務者　大石　昭紀
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係